

生活習慣病管理料Ⅱへの移行について

2024年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方箋や28日以上 of 長期の投薬を行う場合が御座います。

詳細は下記のとおりです。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

●生活習慣病管理料Ⅱの対象となる患者様

高血圧、脂質異常症、糖尿病いずれかが主病の方

●療養計画書について

高血圧・脂質異常症・糖尿病いずれかが主病の方に対して、患者さん個々に応じた内容の療養計画書をお渡しします。

初回のみ、署名（サイン）をいただきます。

●移行時期

2024年6月1日（土）から

医療法人恵愛会 上村病院